

相模原市高齢・障害者施設等物価高騰対策支援金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、光熱費や食材料費等の原油価格・物価高騰の影響を受ける高齢・障害者施設等の事業継続に向けた支援を目的として、相模原市高齢・障害者施設等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢・障害者施設等 介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、本市の指定等を受けて事業等を運営している施設等をいう。
- (2) 給付対象サービス 高齢・障害者施設等であって、別表1において給付対象サービスとして定める事業等を運営する施設等をいう。
- (3) 受給者 第8条第2項の規定により支援金の給付を受けた者をいう。

(給付対象事業)

第3条 支援金の給付対象となる事業(以下「給付対象事業」という。)は、給付対象サービスであって次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内において運営していること。
- (2) 令和7年1月1日以前に本市の指定等を受け、本市が届出を受理し、又は本市からの補助により実施していること。
- (3) 申請日時点で休止(届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ)又は廃止(届出を行わない事実上の廃止を含む。)をしていないこと。
- (4) 地方公共団体により運営(指定管理者制度による委託を含む。)をしていないこと。ただし、本市が委託(指定管理者制度によるものを除く。)により運営している高齢・障害者施設等を除く。
- (5) 介護保険法第71条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者とみなされる、健康保険法第63条第3項第1号の規定による保健医療機関により行わ

れる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションにあつては、次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

ア 令和５年１月から１２月までの間における介護報酬受領額が１００万円を超えるもの

イ 令和６年１月サービス提供分を含む直近１２か月における介護報酬受領額が１００万円を超えるもの

ウ 申請日において、開設後の営業月数が１２か月に満たない保険医療機関にあつては、令和５年１月以降に受領した介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに１２を乗じて得た額が１００万円を超えるもの

(給付対象者)

第４条 支援金の給付対象となる者は、前条に規定する給付対象事業を運営する法人又は個人とする。

(支援金の額)

第５条 支援金の額は、予算の範囲内において、別表１に定めるところにより算出した額とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第６条 支援金の申請受付開始日は令和７年７月１０日とする。

２ 申請期限は、令和７年８月８日とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(給付の申請)

第７条 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請に当たり、別表２に掲げる項目を明示し、かつ、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(１) 給付対象サービスの令和７年１月サービス提供分以降であつて直近の介護給付費等支払決定額通知書の写し又は障害福祉サービス費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類

(２) 第３条第１項第５号に該当することを確認できる書類

(３) 預金通帳の写し等、支援金の受取口座を確認できる書類

２ 前項の申請は、電磁的方法により行うものとする。

３ 申請者は、第１項の申請を行うに当たり、別表３に掲げる項目を誓約するものとする。

4 申請者が複数の給付対象事業を運営する場合は、一括して申請を行うことができるものとする。

(給付の決定及び支援金の給付)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金の給付を決定したときは、給付決定通知書(第1号様式)により、申請者に通知するものとし、前条の申請において指定された受取口座への振込みにより、支援金を給付するものとする。

(不給付の決定)

第9条 市長は、前条第1項に規定する審査の結果、支援金の不給付を決定したときは、不給付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(給付の取消し)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により給付の決定を受けたとき。
- (3) 第7条第3項に掲げる誓約を行った項目に反したとき。
- (4) その他市長が不適正と認めたとき。

2 市長は、前項又は第12条第2項の規定により支援金の給付を取り消したときは、給付決定取消通知書(第3号様式)により、その理由を示して受給者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条第1項又は次条第2項の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に支援金が給付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(暴力団排除)

第12条 市長は、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第8条の規定に基づき、支援金の給付が暴力団(同条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、受給者が暴力団に該当するか否かの神奈川県警察本部への照会その他の必要な措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じた結果、支援金の給付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(報告及び調査)

第13条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があるときは、受給者に給付対象事業に関する報告を求め、又は職員を受給者の事務所、事業所等に赴かせ、給付対象事業に係る帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第14条 受給者は、給付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、5年間保管しておかなければならない。

(委託)

第15条 市長は、第7条に規定する申請の受付及び第8条第1項に規定する審査について、委託により実施できるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年7月10日から施行する。
- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 2 条第 2 号関係)

区分	給付対象サービス	給付金額
1	(高齢者施設等・入所施設等) ア 介護医療院 イ 介護老人福祉施設 ウ 養護老人ホーム エ 介護老人保健施設 オ 認知症対応型共同生活介護 カ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 キ 短期入所生活介護(空床型を除く。) ク 特定施設入居者生活介護 ケ 軽費老人ホーム	令和 7 年 1 月 1 日時点における定員に 22,000 円を乗じて得た額
2	(高齢者施設等・大規模通所系サービス等) ア 通所介護 イ 通所介護相当サービス ウ 生活支援通所型サービス エ 通所リハビリテーション オ 小規模多機能型居宅介護 カ 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	130,000 円
3	(高齢者施設等・小規模通所系サービス等) ア 地域密着型通所介護 イ 認知症対応型通所介護 ウ 訪問入浴介護	80,000 円
4	(高齢者施設等・訪問系サービス等) ア 訪問介護 イ 訪問介護相当サービス ウ 生活支援訪問型サービス エ 訪問看護 オ 訪問リハビリテーション カ 福祉用具貸与 キ 夜間対応型訪問介護	50,000 円

	ク 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ケ 居宅介護支援 コ 介護予防支援	
5	(障害者施設等・入所施設等) ア 施設入所支援 イ 福祉型障害児入所施設 ウ 共同生活援助 エ 短期入所(空床型を除く。)	令和7年1月1日時点における定員に 22,000円を乗じて得た額
6	(障害者施設等・通所系サービス等) ア 生活介護 イ 自立訓練(生活訓練) ウ 自立訓練(機能訓練) エ 就労移行支援 オ 就労継続支援A型 カ 就労継続支援B型 キ 就労定着支援 ク 児童発達支援 ケ 放課後等デイサービス コ 地域活動支援センター サ 障害者一時ケア事業 シ 日中短期入所事業	80,000円
7	(障害者施設等・訪問系サービス等) ア 計画相談支援 イ 地域移行支援 ウ 地域定着支援 エ 障害児相談支援 オ 居宅介護 カ 重度訪問介護 キ 同行援護 ク 行動援護 ケ 自立生活援助	50,000円

	コ 居宅訪問型児童発達支援 サ 保育所等訪問支援 シ 移動支援事業	
備考 1 第5条に規定する支援金の額の算出については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 複数の給付対象サービスを運営している場合は、それぞれの給付対象サービスの給付金額を加えて給付することができる。 (2) 前号の規定に関わらず、同一建物内において、複数の給付対象サービスを運営する場合は、次に掲げる算出方法により給付する。 ア 介護サービス及び介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスのみ給付する。 イ 通所介護、通所介護相当サービス及び生活支援通所型サービスについて、複数の指定を受けている場合は、通所介護又は通所介護相当サービスのみ給付する。 ウ 地域密着型通所介護及び通所介護相当サービス又は生活支援通所型サービスについて指定を受けている場合は、地域密着型通所介護のみ給付する。 エ 訪問介護、訪問介護相当サービス及び生活支援訪問型サービスについて、複数の指定を受けている場合は、訪問介護又は訪問介護相当サービスのみ給付する。 オ 区分5から7までについて、同一区分の給付対象サービスの指定等を受けている場合は、一つの給付対象サービスのみ給付する。ただし、区分5の短期入所(空床型を除く。)については、この限りでない。 カ 区分6及び2、3の給付対象サービスの指定を受けている場合は、区分2、3の給付対象サービスのみ給付する。ただし、区分2、3の給付対象サービスが第3条各号に掲げる要件を満たしていない場合に限り、区分6の給付対象サービスに給付する。 キ 区分4及び7の給付対象サービスの指定を受けている場合は、区分4の給付対象サービスのみ給付する。ただし、区分4の給付対象サービスが第3条各号に掲げる要件を満たしていない場合に限り、区分7の給付対象サービスに給付する。		

- (3) 高齢者施設等の給付対象サービスについては、介護予防サービス及び共生型サービス(共生型居宅サービス及び共生型地域密着型サービス並びに共生型介護予防サービスをいう。)を含む。
- (4) 短期入所生活介護の空床型とは、介護老人福祉施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う短期入所生活介護をいう。
- (5) 障害者施設等の給付対象サービスには、施設入所支援の昼間サービスとして運営している区分6の給付対象サービスは含まない。
- (6) 短期入所の空床型とは、障害者支援施設等であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して行う短期入所をいう。
- (7) 障害者施設等の給付対象サービスについては、共生型障害福祉サービスを含む。

別表2(第7条第1項関係)

第7条第1項に規定する項目は、次のとおりとする。ただし、第9号は、別表1の区分1又は5の場合に限る。

- (1) 申請者名
- (2) 申請者所在地
- (3) 代表者職、氏名
- (4) 申請金額(給付金額の合計)
- (5) 申請区分
- (6) 事業所番号
- (7) 事業所名
- (8) サービス種別
- (9) 定員
- (10) 給付金額
- (11) 金融機関コード
- (12) 金融機関名
- (13) 支店コード
- (14) 支店名
- (15) 預金種別

- (1 6) 口座番号
- (1 7) 口座名義 (カナ)
- (1 8) 担当者名
- (1 9) 電話番号
- (2 0) メールアドレス

別表 3 (第 7 条第 3 項関係)

第 7 条第 3 項に規定する項目は、次のとおりとする。

1 第 7 条第 1 項及び第 2 項に基づく申請に、虚偽の記載はありません。給付後に、虚偽・錯誤等により次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、給付された支援金の返還に応じます。

(1) 第 3 条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により給付の決定を受けたとき。

(3) この誓約した事項に違反したとき。

(4) 本支援金の給付が相模原市暴力団排除条例(平成 2 3 年相模原市条例第 3 1 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めたとき。

(5) その他市長が不適正と認めたとき。

2 相模原市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等に該当していません。

3 本支援金の給付を受けた者が、相模原市暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する暴力団等に該当するか否かの神奈川県警察本部への照会その他の必要な措置を講ずることについて同意します。

4 申請書類の内容を審査するため、必要に応じて本市又は他の地方公共団体が保有する介護給付費及び訓練等給付費等の請求情報を利用することに同意します。

給付決定通知書	
相模原市指令（福基）第 号	所在地 _____ 申請人 名 称 _____ 代表者氏名 _____
令和 年 月 日付申請については、次のとおり決定したので、相模原市高齢・障害者施設等物価高騰対策支援金給付要綱第8条第2項の規定により通知する。	
令和 年 月 日 相模原市長 本村 賢太郎	
1 支援金の名称	相模原市高齢・障害者施設等物価高騰対策支援金
2 給付金額	¥ 円
3 給付条件	(1) 相模原市高齢・障害者施設等物価高騰対策支援金給付要綱(以下「要綱」という。)を遵守すること。 (2) 要綱第10条の規定に基づき、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。 (3) 要綱第14条の規定に基づき、給付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、5年間保管すること。
4 給付時期等	給付決定通知後、速やかに指定された受取口座への振込みにより、支援金を給付するものとする。

第 2 号様式(第 9 条関係)

不給付決定通知書 相模原市指令（福基）第 号 所在地_____ 申請人 名 称_____ 代表者氏名_____ 令和 年 月 日付申請については、不給付とすることを決定したので、相模原市高齢・障害者施設等物価高騰対策支援金給付要綱第 9 条の規定により通知する。 令和 年 月 日 相模原市長 本村 賢太郎	
1 支援金の名称	相模原市高齢・障害者施設等物価高騰対策支援金
2 不給付の理由	

第 3 号様式(第 1 0 条関係)

給付決定取消通知書 相模原市指令（福基）第 号 所 在 地 _____ 申請人 名 称 _____ 代表者氏名 _____ 令和 年 月 日相模原市指令（福基）第 号により給付決定した支援金については、次のとおり取消したので、相模原市高齢・障害者施設等物価高騰対策支援金給付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知する。 令和 年 月 日 相模原市長 本村 賢太郎	
1 支援金の名称	相模原市高齢・障害者施設等物価高騰対策支援金
2 取消内容	
3 取消理由	